

# 滋賀県児童虐待防止計画

平成 22 年 3 月 改訂

滋 賀 県

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1. 計画策定の背景・趣旨 .....	1
2. 計画の目指す方向 .....	2
3. 計画の性格 .....	3
4. 計画の期間 .....	3
<b>第2章 滋賀県の児童虐待相談の状況</b> .....	4
1. 県内の相談件数 .....	4
2. 市町 .....	4
(1) 相談件数 .....	4
(2) 相談種別の特徴 .....	6
(3) 年齢別件数 .....	6
(4) 相談経路の状況 .....	7
(5) 主な虐待者の状況 .....	7
3. 子ども家庭相談センター .....	8
(1) 相談件数 .....	8
(2) 相談種別の特徴 .....	8
(3) 一時保護の対応状況 .....	9
(4) 相談の対応状況 .....	10
<b>第3章 行動目標と具体的な施策の推進</b> .....	11
<b>行動目標Ⅰ 未然防止</b> .....	11
(1) 県民の意識づくり .....	11
(2) 子どもの育ちの支援 .....	13
(3) 子育て支援の充実 .....	15

<b>行動目標Ⅱ 早期発見・早期対応</b>	17
(1) 妊娠期から乳幼児期の家庭の状況把握、支援	17
(2) 特に支援が必要な家庭の支援	19
(3) 市町の体制、市町要保護児童対策地域協議会の機能強化	21
(4) 子ども家庭相談センターの体制、機能強化	24
(5) 県と市町との連携	29
(6) 関係機関の役割と連携	31

<b>行動目標Ⅲ 子どもの保護・ケア</b>	34
(1) 一時保護の機能充実	34
(2) 児童養護施設、里親等の受入体制の整備	35
(3) 被虐待児等へのケアの充実	37

<b>行動目標Ⅳ 親子関係の修復・家庭復帰(家族の再統合)、子どもの自立支援</b>	41
(1) 親子関係の修復・家庭復帰(家族の再統合)	41
(2) 子どもの自立支援	43

<b>第4章 計画の推進に向けて</b>	45
1. 「滋賀県要保護児童対策連絡協議会」による関係機関との連携	45
2. 計画の進行管理	45
○数値目標一覧表	46

#### **[ 参考資料 ]**

児童虐待の防止等に関する法律	47
児童福祉法(抄)	56
県内の児童虐待相談窓口機関の一覧表	60

# 滋賀県児童虐待防止計画（概要）

## 背景・趣旨

### 『社会全体で取り組むべき重要な課題』

- ◎児童虐待は子どもの人権を著しく侵害するものであり、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与え、将来の世代の育成にも懸念を及ぼす。
- ◎児童虐待相談件数は年々増加し、平成20年度は2,335件（18歳未満人口の約1%）。また、平成18年度・19年度には県内でも児童虐待死亡事例が発生し、大変深刻な状況となっている。虐待を受けた子どものほとんどは地域で生活を続けている。
- ◎平成16年の児童福祉法や児童虐待防止法の改正により、市町の児童家庭相談業務、学校・幼稚園・保育所・病院などの関係機関の早期発見における責任の明確化が位置づけられた。また、平成19年、20年の児童福祉法の改正により、市町の要保護児童対策地域協議会設置の努力義務が規定され、支援対象が要支援家庭等まで拡大された。

## 計画の期間・目指す方向

計画の期間：平成22年度～平成26年度の5年間

子どもの  
権利擁護  
の観点

計画の実現のために…

- 市町、関係機関・団体および県民との連携
- 「未然防止」から「親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）・子どもの自立」までの切れ目のない総合的な支援

計画の目指す方向

- ◆子どもが虐待により命を落とすことのない社会の実現
- ◆虐待が子どもの人格をゆがめ、次世代まで影響を及ぼすという視点から、子どもが安全に安心して育っていける社会の実現

## 行動目標と具体的な取組内容

### 未然防止

- ◎県民の意識づくり … 県民へのオレンジリボンを活用した啓発活動、早期発見義務、民間団体との協働 など
- ◎子どもの育ちの支援 … 子どもの相談窓口による支援 児童虐待防止に関する学習・啓発 など
- ◎子育て支援の充実 … 地域子育て支援拠点事業の推進、子ども・子育て応援センター事業（こころだいやる）による支援 など

### 早期発見・早期対応

- ◎妊娠前から乳幼児期の家庭の状況把握、支援 … 母子保健、乳児家庭全戸訪問事業を活用した発生予防
- ◎特に支援が必要な家庭の支援 … 子育て短期支援事業、養育支援訪問事業の推進 など
- ◎市町の体制、市町要保護児童対策地域協議会の機能強化 … 体制の充実、職員の専門性確保、要保護児童対策地域協議会の機能強化 など
- ◎子ども家庭相談センターの体制、機能強化 … 48時間以内の安全確認、法的対応・医療的機能の強化、評価委員会の設置、児童家庭支援センターの機能強化 など
- ◎県と市町との連携 … 役割分担の明確化に向けた指針の周知徹底 など
- ◎関係機関の役割と連携 … 学校・幼稚園・保育所・医療機関の組織体制整備、要保護児童対策地域協議会への参加、警察との連携など

### 子どもの保護・ケア

- ◎一時保護の機能充実 … 一時保護所の機能充実、地域の社会資源を生かした仕組みづくり
- ◎児童養護施設、里親等の受入体制の整備 … 措置を要する要保護児童の受入体制の整備、里親の普及促進および里親支援の強化、施設と里親の機能分担の検討
- ◎被虐待児等へのケアの充実 … 施設の子どものケアの充実、里親家庭への支援、子どもの権利擁護など

### 親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）・子どもの自立支援

- ◎家族の再統合 … 家族再統合の取組と市町、施設等との連携
- ◎子どもの自立支援 … 自立支援ホーム事業の充実、退所後の交流等支援の検討 など

## 第1章

## 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景・趣旨

近年、育児の孤立化による親の子育ての不安感や負担感の増大、児童虐待や子どもが犠牲となる犯罪の多発など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が著しく変化しています。

とりわけ、児童虐待は子どもの人権を著しく侵害するもので、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるとともに、最悪の場合には、命を奪ってしまいます。また、将来の世代の育成にも懸念を及ぼします。

本県では、児童虐待相談件数は年々増えつづけ、平成20年度には、市町と子ども家庭相談センター合わせて2,335件、子ども（18歳未満）の人口の約1%にもなっています。また、平成18年度、19年度の死亡事例をはじめ深刻な児童虐待事例も発生しています。

子育てについては、本来、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。以下同じ。）に第一義的な責任があります。しかし、児童虐待は、子ども自身にとって最も安心できるはずの家庭の中で起こることから、その発見や対応が難しく、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

平成16年の児童福祉法の改正により、市町において児童家庭相談を行うこととされ、また、同年の児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）の改正により、学校や幼稚園、保育所、病院、児童委員などの子どもに関わる機関（者）（※1）には、早期発見における責任が明確化されるとともに、地方公共団体の施策に協力するように努めなければならないとされました。さらに、平成19年、20年の児童福祉法の改正により、市町の要保護児童対策地域協議会（※2）設置の努力義務が規定され、支援対象

## ※1 【子どもに関わる機関（者）】

学校や幼稚園、保育所、病院、児童委員のほか、子育て支援センター、児童館、放課後児童クラブなど子どもに日頃関わる機関（者）などをいう。

## ※2 【市町の要保護児童対策地域協議会】

児童福祉法第25条の2に基づく法定協議会で、市町において、福祉、保健、医療、教育、警察など関係機関がチームとなって、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援に関する協議、調整を行う組織。代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造となっています。構成機関に守秘義務が課せられるため情報共有が密になるとともに、市町長が運営の中核となる調整機関や構成員などを公示することにより責任ある実施体制の確保が期待されます。

が従来の要保護児童（※3）から要支援家庭等（※4）まで拡大されました。このような制度改正を受けて、今後、子どもの生命や人権を守るため、社会的養護（※5）を必要とする子どもたちが、適切かつ十分な支援が受けられる相談体制や社会資源の充実が求められています。

こうした状況を踏まえ、市町、関係機関・団体、県民と一層の連携を図り、子どもの権利擁護の観点に立って、児童虐待防止対策を総合的に推進していく必要があることから、滋賀県子ども条例第12条に基づき、滋賀県児童虐待防止計画を改定します。

## 2. 計画の目指す方向

県は、市町、関係機関・団体および県民と連携し、未然防止から早期発見・早期対応、迅速かつ適切な子どもの保護・ケア、そして親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合（※6））や子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援を行っていきます。

これにより、子どもが虐待によって命を落とすことがない社会とすることはもちろん、児童虐待が子どもの人格をゆがめ、次世代まで影響を及ぼすことから、子どもの権利擁護の観点に立って、子どもが安全に安心して育っていける社会を目指します。

---

### ※3 【要保護児童】

児童福祉法第6条の3に定める、保護者のない子ども、または保護者に監護させることが不適當であると認められる子ども。但し、要保護児童対策地域協議会の支援対象である「要保護児童」とは要保護児童およびその保護者を指します。

### ※4 【要支援家庭等】

児童福祉法第6条の2第5項に定める、要支援児童（乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子ども。但し、要保護児童は除く。）およびその保護者ならびに特定妊婦（出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）

### ※5 【社会的養護】

保護者がいない場合や虐待などで保護者に監護させることが不適當な場合などに、子どもを社会の責任で養育し、保護すること。児童養護施設や里親などによる養護を指すだけでなく、家庭で過ごすそのような子どもに対する地域の社会資源（保育所、学校等）による養護や支援も含めて広義に捉えています。

### ※6 【家族の再統合】

子どもが保護者から虐待を受けた場合、必要に応じて、子どもを保護者から一時的に引き離すこととなりますが、保護者と生活することが子どもの最善の利益につながる場合、保護者が虐待の事実と真剣に向き合い、再び、子どもと生活することができるようにすること。

### 3. 計画の性格

県、市町、関係機関・団体および県民の役割と連携を踏まえた実施計画として、行動目標と具体的な施策の取組内容を示すものです。

### 4. 計画の期間

この計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

なお、計画の期間内であっても、新たに盛り込むべき事項が生じた場合などには、必要に応じて、見直しを行います。

## 第2章

## 滋賀県の児童虐待相談の状況

## 1. 県内の相談件数

平成17年4月から市町が第一義的に児童家庭相談を行い、子ども家庭相談センターは重篤な事例への対応や市町に対する技術的援助・助言を行うことになりました。また、平成20年4月からは市町の要保護児童対策地域協議会（※2）設置の努力義務が法に明記されるなど、市町において学校や保育所など関係機関が通告、相談しやすい環境となりました。

さらに、本県では、平成20年3月に市町と子ども家庭相談センターの役割分担の明確化に向けた指針を策定し、平成20年4月から、相談対応の中心となる機関（主担当機関）を明確化することにしました。

こうした制度改正の流れなどを踏まえ、県内の相談状況をより明らかにするため、平成20年度の児童虐待相談件数において、市町と子ども家庭相談センターを合わせた件数（重複分を除く。）を集計したところ、2,335件（18歳未満人口約100人に1人）となりました。

《算出》 市町 2,307件 + 子ども家庭相談センター 716件 - 688件（重複分） = 2,335件  
※ 18歳未満人口 1,000人当たり相談件数 9.1件

## 主な特徴は次のとおりです。

- ① 虐待種別では、『保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）』の割合が約5割、『身体的虐待』が約3割となっています。
- ② 年齢別では、『小学生』が約4割、『3歳～学齢前児童』が約2割となっています。
- ③ 複雑、困難なケースの増加に伴い、援助が継続、長期化するケースの割合が増えています。

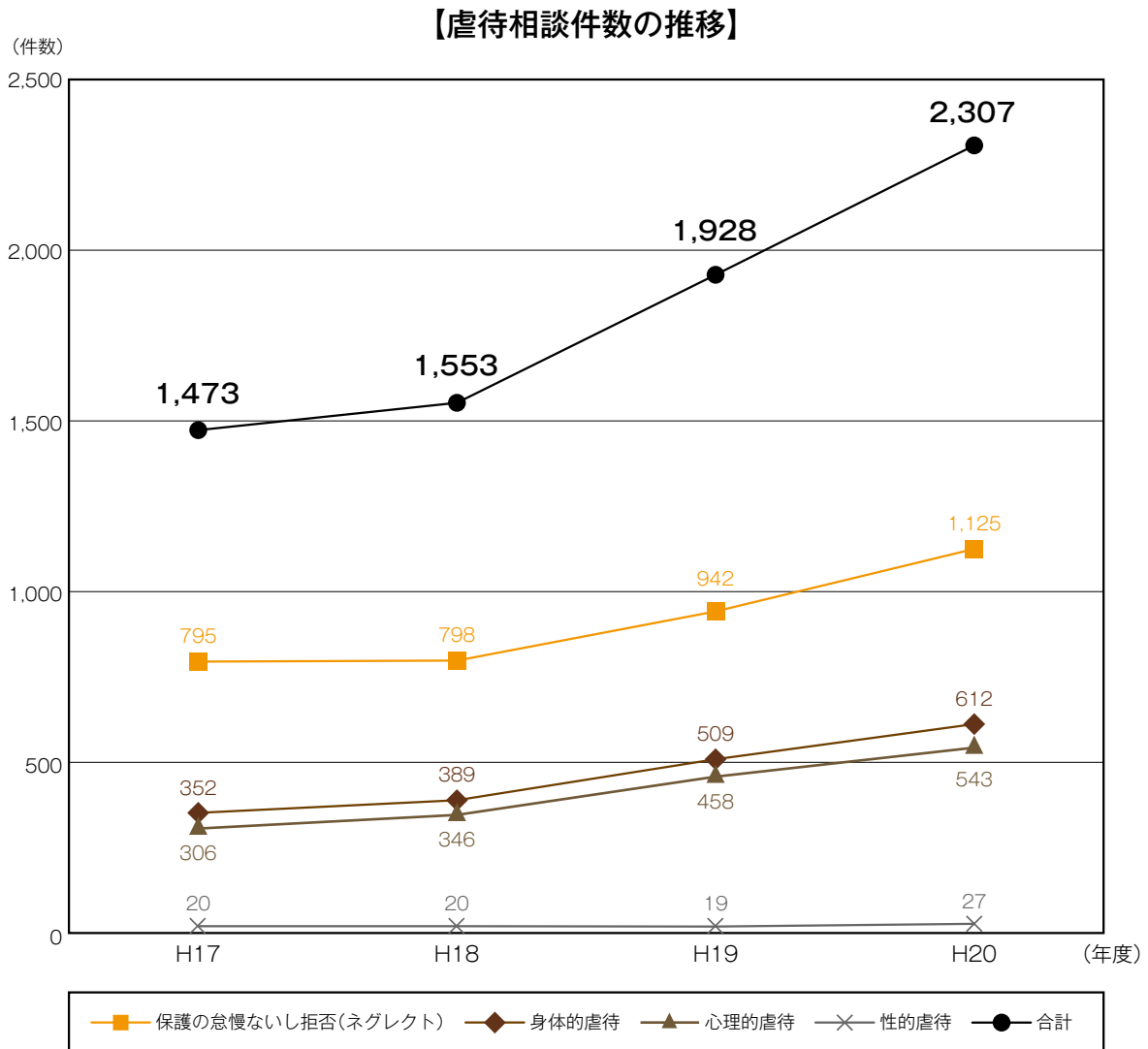
## 【前年度からの継続件数の割合】

・市町 61.6%（1,420件）、子ども家庭相談センター 72.2%（517件）

## 2. 市町

## (1) 相談件数

平成20年度の26市町の児童虐待相談件数は2,307件で、前年度比119.7%（平成19年度1,928件）、児童福祉法改正により市町で相談統計を取り始めた平成17年度（1,473件）の約1.6倍に増加し、最も多くなっています。



◎児童虐待は、保護者がその監護する子どもに行う次に掲げる行為で、4種類に分けられます。

ア．身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

(なぐる、ける、やけどを負わせるなど)

イ．性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせること。

(性的行為の強要、性器や性交を見せるなど)

ウ．保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置など保護者としての監護を著しく怠ること。

(家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にするなど)

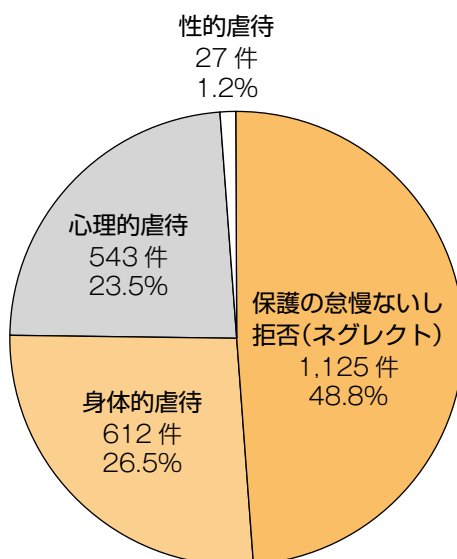
エ．心理的虐待

子どもに著しい暴言または著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)など、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(言葉によるおどし、無視、きょうだい間の差別的な扱い、子どもが同居する家庭におけるドメスティック・バイオレンスなど)

## (2) 相談種別の特徴

平成20年度は、『保護の怠慢ないし拒否（以下「ネグレクト」という。）』が1,125件と最も多く、48.8%を占めています。続いて『身体的虐待』は612件で26.5%、『心理的虐待』は543件で23.5%、『性的虐待』は27件で1.2%となっています。前年度に比べて、いずれの虐待種別の相談件数も増加しています。

### 【虐待種別の内訳】



## (3) 年齢別件数

0歳から10歳までが上位を占めています。平成20年度では、7歳が180件で一番多く、次いで、6歳、3歳、5歳、4歳の順になっています。

年齢 年度	年齢												合計 (件数)
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳 以降	
平成19	125	114	124	130	136	163	168	129	136	117	112	474	1,928
平成20	136	137	151	165	157	159	179	180	134	149	145	615	2,307
伸び率 (対19)	109	120	122	127	115	98	107	140	99	127	130	130	119.7

#### (4) 相談経路の状況

平成20年度では、『学校等（小・中学校、高等学校・特別支援学校（※7）、教育委員会等）』からが590件（25.5%）と最も多く、次いで、『市町（保健センター、市福祉事務所）』が579件（25.1%）で、合わせて、全体の50%を超えています。

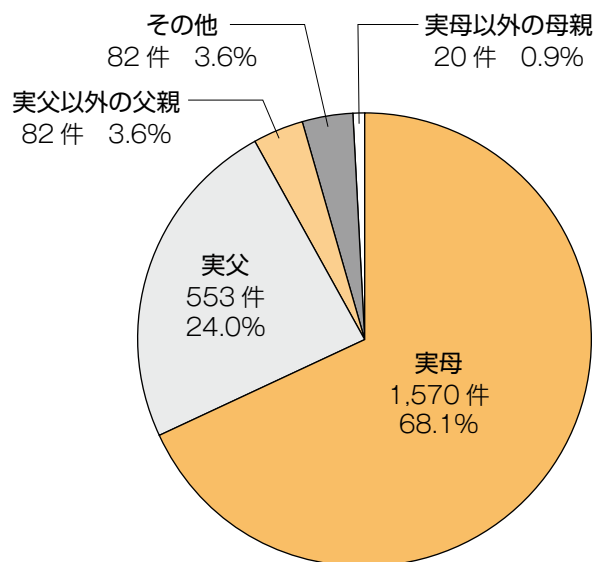
一方、『家族・親戚』は251件（10.9%）、『隣人・知人』は126件（5.5%）、『子ども本人』は6件（0.3%）で、合わせて、20%にも満たない状況です。

年齢 年度	家族 親戚	隣人 知人	子ども 本人	市町	児童 委員	保健所	医療 機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計 (件数)
平成19	253	98	8	465	71	14	29	181	12	70	442	285	1,928
平成20	251	126	6	579	65	12	40	242	28	43	590	325	2,307
占める割合 (20)	10.9	5.5	0.3	25.1	2.8	0.5	1.7	10.5	1.2	1.9	25.5	14.1	(%) 100.0
伸び率 (対19)	99	129	75	125	92	86	107	134	233	61	134	114	119.7

※児童委員は、相談の仲介も含まれます。

#### (5) 主な虐待者の状況

平成20年度では、『実母』が1570件（68.1%）と最も多く、次いで、『実父』の553件（24.0%）の順になっています。



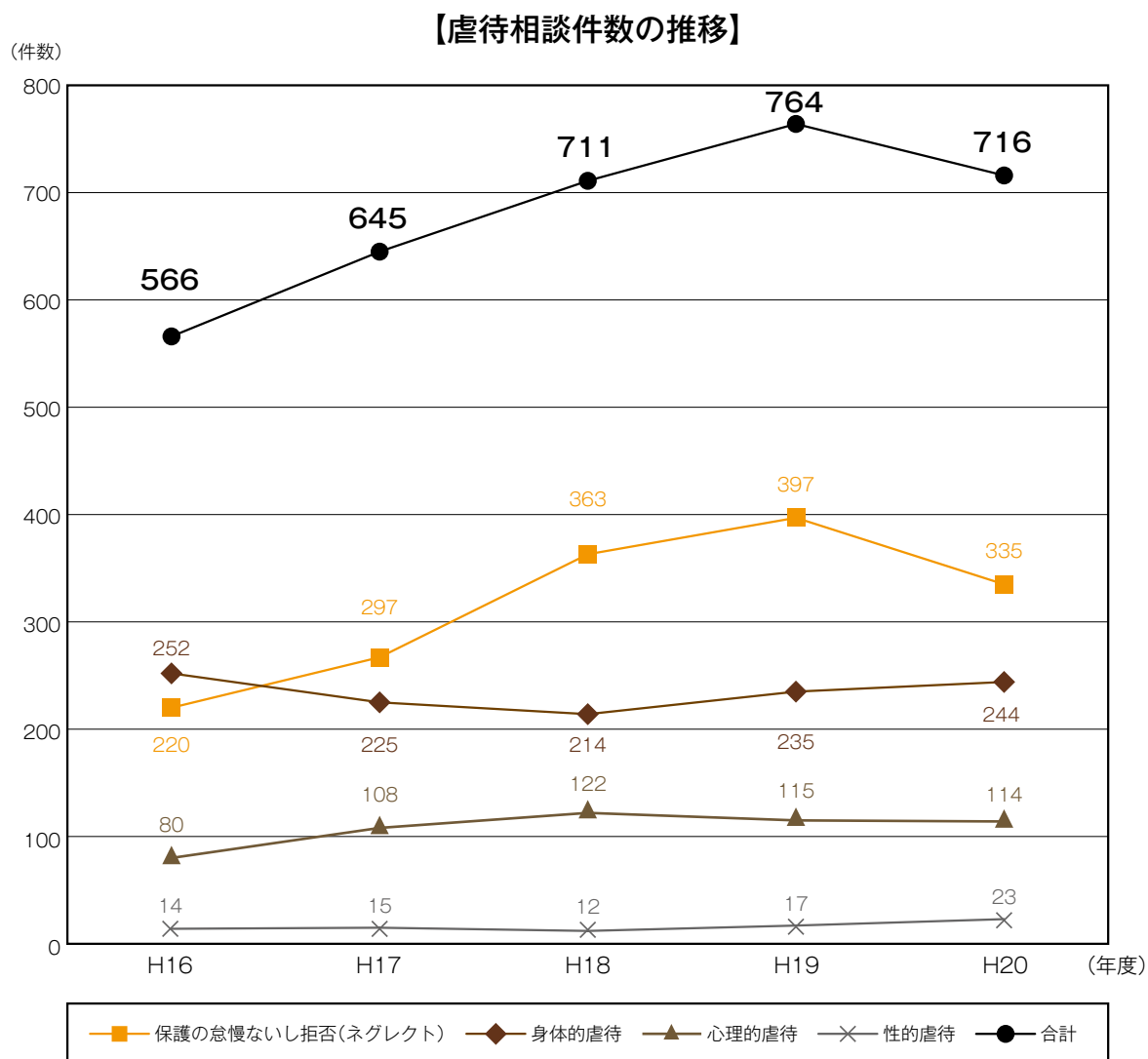
#### ※7 【特別支援学校】

視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱などの理由で支援を必要とする子どもに対して、普通教育に準ずる教育を施して、自立に必要な知識・技能を授ける学校。平成19年4月施行の改正学校教育法により、盲・ろう・養護学校を一本化したもの。

### 3. 子ども家庭相談センター

#### (1) 相談件数

平成20年度の2か所（中央・彦根）の子ども家庭相談センターにおける児童虐待相談件数は716件で、前年度比93.7%（平成19年度764件）と減少しましたが、児童虐待防止法施行の平成12年度（295件）の約2.4倍、平成2年度の統計開始以降では、平成19年度に次いで多くなっています。

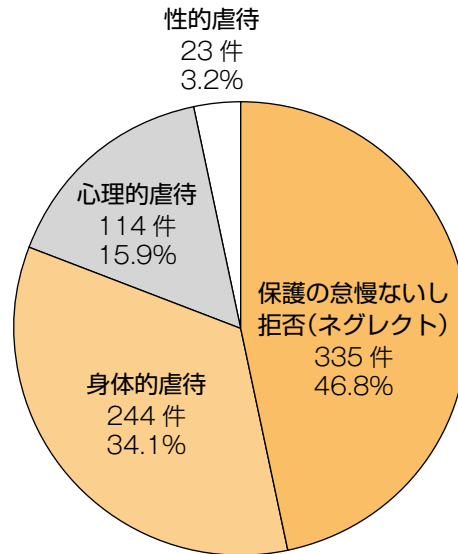


#### (2) 相談種別の特徴

平成20年度では、『ネグレクト』が335件と最も多く、46.8%を占め、続いて、『身体的虐待』が244件で34.1%、『心理的虐待』が114件で15.9%、『性的虐待』が23件で3.2%となっています。

前年度に比べて、『ネグレクト』は減少する一方で、『身体的虐待』『心理的虐待』『性的虐待』は横ばいないし増加しています。

## 【虐待種別の内訳】



## (3) 一時保護の対応状況

一時保護は、原則として、子ども家庭相談センターの一時保護所で行います。県内の一時保護所は2か所で、合わせて定員30名（12部屋）となっています。

また、必要に応じて、児童福祉施設（※8児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設などをいう。）、里親、医療機関などに、一時保護委託を行なっています。

## ※8 【児童養護施設】

保護者のない子ども、虐待されている子ども、その他環境上養護を要する子どもを入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設

## 【乳児院】

乳児（特に必要な場合、幼児も含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて、退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

## 【児童自立支援施設】

不良行為をなし、またはなすおそれのある子どもおよび家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する子どもを入所させ、個々の子どもの状況に応じて、必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について、相談その他の援助を行うことを目的とする施設

## 【情緒障害児短期治療施設】

軽度の情緒障害を持つ子どもを、短期間、入所させ、または通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について、相談その他の援助を行うことを目的とする施設

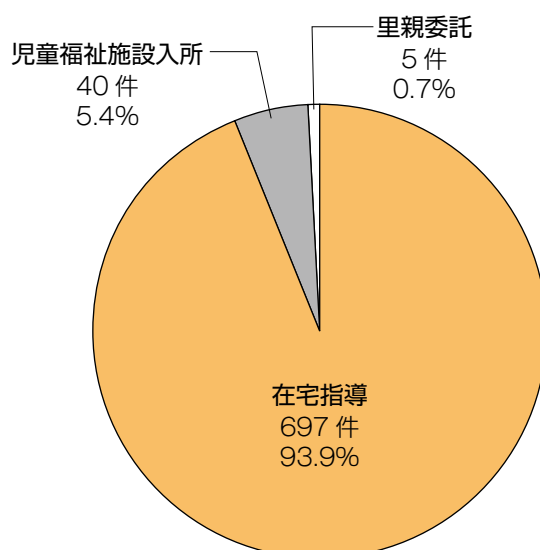
虐待相談のうち一時保護を必要とした件数は、平成20年度は231件（うち、一時保護所194件、一時保護委託37件）で、平成19年度の224件に比べて、微増となっています。

(年度)	一時保護所	一時保護委託	内 訳							合計 (件数)
	延べ日数	延べ日数	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	障害児関係施設	里親	その他	延べ日数
平成19	175	49	25	13	0	2	2	8	3	224
	4,262	2,023								6,285
平成20	194	37	13	8	0	1	0	5	2	231
	4,070	888								4,958

(※虐待以外の養護相談、障害相談、非行相談のうち一時保護を必要とした件数は含まれていません。)

#### (4) 相談の対応状況

平成20年度の児童虐待相談件数716件のうち、9割以上の子どもは、子ども家庭相談センターが行う在宅指導のもと、家庭で生活を続けています。一方、児童福祉施設へ入所、または里親へ委託している子どもは、1割弱となっています。



## 第3章

## 行動目標と具体的な施策の推進

## 行動目標Ⅰ 未然防止

## (1) 県民の意識づくり

## 【現状と課題】

- 児童虐待防止法では、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人は市町や子ども家庭相談センターなどに通告しなければならないとされています。  
特に、学校や幼稚園、保育所、病院、児童委員など子どもに関わる機関(者)(※1)は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、早期発見に努めなければならないと定められています。(児童虐待防止法第5条、6条)
- 通告に対しては、「子どもがさらにひどい扱いを受けるのではないか」「相手にわかってしまうのではないか」「虐待でなかった場合、後で責任を負わされるのではないだろうか」など、抵抗感をもっている人もいます。しかし、虐待かどうかの判断は不要で、仮に間違っても責められることはありません。また、匿名でもよく、通告した人の秘密は必ず守られます。(児童虐待防止法第7条)
- 県内の児童虐待相談件数が増え続けていますが、地域にはまだ隠れた虐待が存在すると言われています。このため、子どもを虐待から守るメッセージリボンであるオレンジリボン(※9)を活用して、児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもの見守り、育てていくことの重要性、通告の意味(子どもや家族をサポートする始まりであること)や通告先など児童虐待防止に向けて、県民に広報、啓発をしていく必要があります。

## ※9 【オレンジリボン】

平成16年9月、栃木県小山市で起きた、2人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ入れられ亡くなるという悲惨な事件がきっかけとなって、小山市の市民団体が、児童虐待防止を目指して平成17年からオレンジリボンによる啓発活動を始めました。

現在では、この運動に対して厚生労働省も後援するなど、全国的に子どもを虐待から守るメッセージリボンとして広がっています。

県では、「オレンジリボンをあなたの胸に」を合言葉に、企業、地域が参加する運動に取り組んでいます。

## 【取組内容】

取組項目	内容
① 県要保護児童対策連絡協議会による総合的な対策の推進	<p>■ 児童虐待防止対策を総合的に推進するため、福祉、保健、医療、教育、警察、司法など関係機関で構成する「滋賀県要保護児童対策連絡協議会」において、各関係機関の行動目標を定めるなど、児童虐待の防止のための取組の充実と関係機関の連携強化を図ります。</p>
② 県民へのオレンジリボンを活用した啓発活動	<p>■ 児童虐待が子どもに及ぼす影響、地域の子どもの見守り、育てることの重要性、通告の意味や通告先など、児童虐待防止について、県民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待防止に取り組む県民意識を高めるため、市町、関係機関・団体、企業などと協働しながら、「児童虐待防止推進月間」(※10)を中心に、オレンジリボンを活用した啓発活動(街頭啓発、オレンジリボンカード(※11)の配布、各種広報媒体の活用等)を行います。</p>
③ 早期発見義務の徹底	<p>■ 学校や幼稚園、保育所、病院、児童委員など子どもに関わる機関(者)(※1)は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、早期発見に努めるよう働きかけます。</p>
④ 民間団体との協働	<p>■ 児童虐待防止活動を行う民間団体と連携して啓発活動を推進するとともに、これらの団体の活動に対して、支援を行います。</p>

## ※10 【児童虐待防止推進月間】

平成元年11月20日に、児童の権利に関する条約が国連で採択され、その日にちなんで、児童虐待防止法の施行日も平成12年11月20日とされました。厚生労働省は、平成16年度から、同法の施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と決めました。

## ※11 【オレンジリボンカード】

「もしや虐待では・・・？」と思った場合に、いつでも、子ども家庭相談センターへ通告を行うことができるよう、「子どもを守るほっとライン(077-562-8996)」を周知するためのカード

数 値 目 標	平成 21 年度	平成 26 年度
児童虐待防止に向けた啓発事業の実施市町数	全市町	全市町

## (2) 子どもの育ちの支援

### 【現状と課題】

- 県内の平成 20 年度児童虐待相談件数 2,335 件（18 歳未満人口の約 1%）のうち、約 80%は小学生以下です。このため、子どもの「助けてサイン」を受け止める仕組みづくりや、子ども自らが虐待から身を守る力を引き出すための学習機会の提供が必要です。
- 子どもの時から乳幼児の特性や人の育ち、命の大切さなどを理解するために、一定年齢以上の子どもが乳幼児とふれあう機会の提供が必要です。

### 【取組内容】

取 組 項 目	内 容
①子どものための相談窓口による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの「助けてサイン」を受け止めるため、子ども・子育て応援センター（※12 愛称“こころんだいやる”）において、子どもの電話相談に応じるとともに、民間団体とも連携して子どもの相談窓口の充実を図ります。</li> </ul>

#### ※ 12 【子ども・子育て応援センター】

平成 18 年 6 月に、滋賀県子ども条例に基づいて設置され、子どもや子育てに関する電話相談（愛称“こころんだいやる” 077 - 524 - 2030）を行っています。

取組項目	内 容
②子どもへの児童虐待防止に関する学習・啓発	<p>■学校や幼稚園、保育所などにおいて、児童虐待防止に関する学習・啓発活動が子どもに対して行われるよう働きかけます。</p> <p>また、子ども自らが暴力から身を守る力を付けるCAPプログラム（※13）も活用するよう働きかけます。</p>
③乳幼児とのふれあいの推進	<p>■小学校高学年から高校生までの子どもが、保健センター、児童館、公民館、幼稚園、保育所などで乳幼児とふれあう機会が提供されるよう働きかけます。</p>

---

※13 【CAPプログラム】

CAPは、Child Assault Prevention（子どもへの暴力防止）の略で、子どもが虐待などの暴力から心と体を守るために何ができるかを考えるプログラムです。参加型学習の形式により、参加者が自ら考え、意見を述べ、役割劇に加わって学習する方法です。

### (3) 子育て支援の充実

#### 【現状と課題】

- 核家族化や都市化の進行により親族や地域との関わりが希薄化し、子育てに対する支援が受けにくくなるなど育児の孤立化が進んでおり、家庭における子育ての不安感や負担感が増大しています。
- このため、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）の設置を進めるとともに、きめ細かな子育て支援サービスや住民等が主体となった子どもの育ちを支える地域づくりを進め、子育てを地域の様々な関わりの中で支えていく必要があります。

#### 【取組内容】

取組項目	内容
①地域における子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「淡海子ども・若者プラン」(※14)に基づき、地域における子育て支援を推進します。</li> <li>■NPOや住民等が連携し、見守りや仲間づくりなど、身近な場で日常的、継続的に子育てを支援する取り組みを進めます。</li> </ul>
②地域子育て支援拠点事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町において、地域子育て支援拠点事業（子育て家庭の交流の促進、子育てに関する相談の実施、子育て支援情報の提供など）が推進されるよう働きかけます。</li> </ul>

#### ※14【淡海子ども・若者プラン】

子どもが生まれる前から自立するまで切れ目ない施策を推進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく「子どもの世紀しがプラン」、「滋賀県ひとり親家庭等自立促進計画」、「新アクティユースプラン」の3つの計画を統合して、平成22年度からの5年間の行動計画として策定したものです。

取組項目	内 容
③一時預かり事業の推進	■市町において、一時預かり事業（家庭において子育てが一時的に困難となった乳幼児を、保育所等において一時的に預かる事業）が推進されるよう働きかけます。
④子ども・子育て応援センター事業（こころんだいやる）による支援	■子ども・子育て応援センターにおいて、電話相談（愛称“こころんだいやる”）や面接相談により、子どもや保護者から寄せられる相談に対して必要な支援を行います。
⑤保護者への児童虐待防止に関する学習・啓発	■学校や幼稚園、保育所などにおいて、児童虐待防止に関する学習や啓発が保護者に対して行われるよう働きかけます。

数 値 目 標	平成 21 年度	平成 26 年度
地域子育て支援拠点事業の実施箇所数 （市町が実施する類似の単独事業を含む。）	108 か所	124 か所
一時預かり事業の実施箇所数 （市町が実施する類似の単独事業を含む。）	97 か所	117 か所

## 行動目標Ⅱ 早期発見・早期対応

### (1) 妊娠期から乳幼児期の家庭の状況把握、支援

#### 【現状と課題】

- 厚生労働省の「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の第5次報告（平成21年7月14日）では、平成19年1月1日から平成20年3月31日までの間に全国で児童虐待死亡事例（心中以外の事例）として把握した78名のうち、0歳児が37名と約5割を占めています。
- このため、市町・保健所は、妊娠期から乳幼児期を通した母子保健事業や乳児家庭全戸訪問事業を児童虐待の予防の視点から活用するとともに、産科、小児科、精神科など医療機関と相互に適切な情報提供を行うことにより、要支援家庭等を早期に把握し、連携して養育支援訪問事業につなぐなど、きめ細かな子育て支援を行うことが重要です。

#### 【取組内容】

取組項目	内容
①母子保健事業、乳児家庭全戸訪問事業を活用した発生予防と早期発見、早期支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町において、母子保健事業（母子健康手帳の発行、両親学級、妊産婦・未熟児・新生児訪問、乳幼児健診や相談活動など）、乳児家庭全戸訪問事業などのあらゆる機会を捉えて、発生予防の観点から支援が行われ、また、要支援家庭等を早期に発見し、適切な育児支援が行われるよう情報提供や助言をします。</li> <li>■保健所は、市町の母子保健事業等や個別の困難ケースの対応について、関係機関と連携し、地域の実情に応じて、広域的・専門的な支援を行います。</li> </ul>

取組項目	内 容
<p>②要支援家庭等に関する医療機関と連携した継続的支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町において、地域の子育て支援情報が医療機関に提供されるよう働きかけます。</li> <li>■医療機関が、患者の同意を得ながら、要支援家庭等の診療情報を市町に情報提供していくよう働きかけます。</li> <li>■保健所は、地域における産科・小児科・精神科などの医療機関との連携を強化し、適切な情報提供と切れ目のない支援が実施されるよう、連絡会議などにより、調整を図ります。</li> </ul>
<p>③保健医療従事者の研修機会の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保健医療従事者（産科・小児科・精神科などの医師、保健師、助産師、看護師など）の協力を得て、要支援家庭等の早期把握、支援の強化ができるよう、関係者の研修機会を確保します。</li> </ul>

数 値 目 標	平成 21 年度	平成 26 年度
乳児家庭全戸訪問事業の実施市町数	17 市町	全市町

## (2) 特に支援が必要な家庭の支援

### 【現状と課題】

- 育児に過重な負担がかかる家庭、複雑な問題を抱える家庭に対しては、定期的または一時的に子どもを預けて支援を受けられる体制づくりや保育所の利用申し込みを勧めることなどを適切に行うことが必要です。
- 虐待のおそれがある家庭のなかには、自ら支援を求めない、あるいは支援に対して否定的な家庭が見られることから、そのような家庭に対しては、市町の要保護児童対策地域協議会（※2）との連携のもと、養育支援訪問事業などによる積極的な支援が求められています。
- 保護者に精神障害などがある場合、ケースによっては、精神保健医療分野との連携による対応が求められています。

### 【取組内容】

取組項目	内 容
①子育て短期支援事業（ショートステイ）の推進、受入先の拡大	<p>■市町において、子育て短期支援事業（ショートステイ事業。保護者の育児疲れ、育児不安など、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設、保育所、里親、児童委員などが一定期間、養育を行う事業）が推進されるよう働きかけます。</p> <p>■この事業を推進するために、里親、児童委員、保育士・保健師・教員・児童指導員の有資格者などを受け入れ先として確保するための「(仮称)地域で子どもや家族を守る家」づくり事業を行います。</p>

取組項目	内容
②保育所利用申し込みの勧奨および保育所入所選考での配慮	■市町において、児童虐待防止の観点から、保育所での保育が必要な子どもの保護者に保育所の利用申し込みを勧めるとともに、入所選考にあたって配慮するよう働きかけます。
③養育支援訪問事業の推進	■市町において、養育支援訪問事業（市町の要保護児童対策地域協議会（※2）との連携のもと、子育て経験者やヘルパー、保健師、助産師などを派遣し、育児困難な家庭の子育て支援を行う事業）が推進されるよう働きかけます。
④要支援家庭等に関する医療機関から市町への情報提供	■医療機関が、患者や保護者の同意を得ながら、要支援家庭の診療情報を市町に情報提供していくよう働きかけます。（再掲）
⑤要保護児童対策地域協議会としての情報共有、支援連携	■市町において、要保護児童対策地域協議会を中心に、構成機関による要支援家庭等に関する情報共有や連携した支援が日常的にされるよう働きかけます。
⑥精神障害などの保護者への支援	■保健所や精神保健福祉センターは、要支援家庭等の保護者に精神障害やその疑いがある場合やアルコール依存症などアルコールに関する問題がある場合などに、必要に応じて、市町と連携し、専門的な立場から支援を行います。

数値目標	平成21年度	平成26年度
子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施市町数	5市町	全市町
養育支援訪問事業の実施市町数	13市町	全市町

### (3) 市町の体制、市町要保護児童対策地域協議会の機能強化

#### 【現状と課題】

- 児童福祉法の改正により、平成17年4月から、市町の事務として児童家庭相談業務が位置づけられ、市町は必要な体制整備に努め、職員の人材の確保および資質の向上のための必要な措置を講じることが定められました。さらに、平成21年4月から、市町の調整機関に児童福祉司任用資格を持つ者（※15）または児童福祉司に準ずる者を置くことが努力義務化されました。また、「市町村児童家庭相談援助指針」において、児童家庭相談担当や調整機関に児童福祉司任用資格を持つ者や保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員等の専門職員を配置することが具体的に示されました。（児童福祉法第10条、第25条の2）
- 厚生労働省の調査（※16）では、平成20年度の県内の市町の児童虐待相談件数2,307件（人口あたりの相談件数は全国1位）に対して、平成21年4月現在の市町の担当職員数は、市が65名、町は29名でした。特に、市においては常勤職員が34名と少なく、相談業務の非常勤職員が調整機関業務を兼任している傾向があることから、市町の体制の充実や職員の専門性の向上が求められます。また、近年増加している外国人家庭からの相談の対応も求められています。
- 市町の要保護児童対策地域協議会（※2）のなかには、代表者会議や個別ケース検討会議の開催、実務者会議の3か月に1回以上の開催による主担当機関や支援方針の確認などが十分行われていない例もあることから、その機能強化が求められています。

#### 【取組内容】

取組項目	内容
①体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町の児童家庭相談業務や調整機関業務を担当する部署において、組織としての責任者を明確にするとともに、常勤の専任職員の確保や多様な専門職員の配置など、体制の充実が図られるよう働きかけます。</li> </ul>

#### ※15 【児童福祉司任用資格を持つ者】

指定養成施設の卒業者、厚生労働大臣指定講習課程の修了者など、一定の要件を満たし、児童相談所に児童福祉司（24頁の注釈※20参考）として任用される資格を持つ者

#### ※16 【厚生労働省の調査】

厚生労働省が毎年度実施する市区町村児童家庭相談業務及び要保護児童対策地域協議会等に関する調査

取組項目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町の福祉、保健、教育等関係部署の連携体制を強化し、夜間・休日の相談に適切な対応がされるよう働きかけます。</li> <li>■児童虐待の通告（相談、情報提供も含む。）があった場合、速やかに受理会議を開催し、情報収集を行うとともに、直接目視等の方法による子どもの安全確認を行うよう働きかけます。</li> <li>■市町独自の相談・支援マニュアルが作成されるよう働きかけます。</li> </ul>
<p>②職員の専門性確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町の職員の専門性を確保するため、児童家庭相談業務に関する研修を管理職・実務者別、基礎・専門別など、業務や経験に応じて行うとともに、児童福祉司任用資格の取得に向けた研修を行います。</li> <li>■市町の相談業務を支援するため、ケースの法的対応や支援方法を助言する弁護士や社会福祉士、臨床心理士、学識経験者および外国人家庭からの相談に対する通訳者などを派遣するケースマネジメントアドバイザー事業を実施します。また、アドバイザーの属する職能団体等で児童虐待に関する学習の機会が確保されるよう働きかけます。</li> </ul>
<p>③要保護児童対策地域協議会の機能強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■要保護児童対策地域協議会の調整機関として、代表者会議および個別ケース検討会議を継続的に開催するとともに、実務者会議の3か月に1回以上（市町の実情に応じ全ケースの見直しに必要な回数）の開催による主担当機関や支援方法の確認など、全ケースの進行管理を行うよう働きかけます。</li> </ul>

取組項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■重症事例（※17）については、県が行う検証作業に参加・協力をするとともに、日頃から、要保護児童対策地域協議会などにおいて、ケースの自己点検や関係機関における再発防止に向けた検証を行うよう働きかけます。</li> <li>■『市町向けの子ども虐待対応マニュアル』の活用を促進するとともに、研修およびスーパーバイザー（※18）の派遣を行います。また、スーパーバイザーとなる人材を育成、確保します。</li> <li>■市町合併をした市町において、旧市町からのケースを移管し、全体的統括ができるよう働きかけます。</li> </ul>
④児童虐待防止ネットワークから要保護児童対策地域協議会への移行促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■任意の児童虐待防止ネットワークを設置する市町において、任意の児童虐待防止ネットワークから要保護児童対策地域協議会への移行を促進します。</li> </ul>

数値目標	平成21年度	平成26年度
要保護児童対策地域協議会の設置市町数	17市町	全市町
児童福祉司任用資格を持つ者、または同資格研修の受講者を児童家庭相談業務担当者として配置する市町数	16市町	全市町
児童福祉司任用資格を持つ者、または同資格研修の受講者を要保護児童対策地域協議会の調整機関業務担当者として配置する市町数	17市町	全市町

## ※17【重症事例】

児童虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例

## ※18【スーパーバイザー】

児童福祉司およびその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について教育・訓練・指導を行う人

#### (4) 子ども家庭相談センターの体制、機能強化

##### 【現状と課題】

- 児童虐待防止法では、子ども家庭相談センターは、児童虐待の通告があれば、速やかに子どもの安全確認や一時保護を行うことと定められています。また、平成20年4月より、裁判官の許可状をとって子どもの安全を確認・確保するための臨検・搜索（※19）といった強制処分を行うことが可能となりました。（児童虐待防止法第8条、第9条の3）
- 子ども家庭相談センターは、市町相互間の連絡調整や情報提供のほか、個別ケースについて、市町への技術的援助や助言を行っています。また、市町において対応の困難なケースについては、立入調査、一時保護、施設入所措置などの手段を活用しつつ、子どもや保護者に対する専門的な支援を行っています。
- 平成21年度の子ども家庭相談センターの児童福祉司（※20）の数は29名で児童福祉司1人当たりの人口は47,598人と児童福祉法施行令の基準以上の配置となっています。しかし、県内の平成20年度の児童虐待相談件数で見ると、児童福祉司1人当たり24.7件と全国で7番目に多く、児童福祉司の数は十分とは言えない状況です。
- 最近では、性的虐待をはじめとして、虐待事実の確認の繰り返しにより、子どもがさらに傷つくことが判ってきており、特殊な面接技法が必要となっています。そのためには、早期対応からケアまでチーム対応や専門的な対応が求められ、児童心理司や保健師等の専門職員の体制強化も課題になっています。

##### ※19 【臨検・搜索】

「臨検」とは住居等に立ち入ること、「搜索」は住居その他の場所につき、人の発見を目的として捜しだすこと。

##### ※20 【児童福祉司】

子ども家庭相談センターに配置される任用資格を持った専門職員。子どもの福祉に関する事項について、子どもや保護者などからの相談に応じ、必要な調査、社会診断を行い、助言指導、施設入所などの支援を行います。

- 滋賀県児童虐待死亡事例検証委員会報告（※21）では、児童福祉司の人事異動に伴うケース引継の組織対応、児童福祉司と児童心理司（※22）の連携、専門性を保持し向上させるための研修体制、および遠隔地へのセンター機能の充実など、子ども家庭相談センターにおける課題が指摘されました。

その後、一定の改善はされつつありますが、今後も課題として認識し、さらなる改善に取り組む必要があります。

#### 【取組内容】

取組項目	内 容
① 24 時間通告受付・相談体制	<p>■子ども家庭相談センターは、夜間・休日に、電話相談指導員を配置し、24 時間体制で、県民からの通告・相談や市町からの相談に対応します。</p>
② 48 時間以内の安全確認	<p>■子ども家庭相談センターは、通告（相談・情報提供などを含む。）または市町からの送致があれば、必要に応じて保健所、市町、警察その他関係機関などの協力により、速やかに対応し、遅くとも 48 時間以内に、立入調査など子どもを直接目視することを基本とする安全確認を行うとともに、必要に応じて、一時保護を行います。</p> <p>また、市町の要保護児童対策地域協議会（※2）における協議などを踏まえた市町からの立入調査や一時保護の実施に関する通知についても、同様の対応を行います。</p>

#### ※ 21 【滋賀県児童虐待死亡事例検証委員会報告】

平成 18 年 7 月に、県内で発生した児童虐待死亡事例について、医師、助産師、弁護士、臨床心理士、学識経験者 9 名で構成する委員会を設置し、問題点・課題を明らかにし、再発防止に向けた検証を行い、平成 18 年 9 月 25 日、委員会は知事に報告を行いました。

#### ※ 22 【児童心理司】

子ども家庭相談センターに配置される心理の専門職員。子どもの福祉に関する事項の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察などによって、心理診断などを行います。

また、カウンセリングや遊戯療法などの心理療法を行い、課題の解決を支援します。

取組項目	内容
③チーム体制によるアセスメント機能の強化	<p>■子ども家庭相談センターは、一時保護や施設入所措置、その解除などを行う際には、児童福祉司だけでなく児童心理司による心理診断、一時保護所における行動診断、医師による医学診断など総合的な診断により、アセスメント（※23）機能を十分に高めます。</p> <p>■「きょうだい」がいる家庭で虐待が発生した場合は、虐待の対象となっていない子どもも虐待を受ける危険度が高いことから、虐待の対象となっていない子どもについてもアセスメント（※23）を行うなど、適切な対応を行います。</p>
④チーム体制による問題解決のための支援の強化	<p>■子ども家庭相談センターは、保護者の養育力の向上、子どもの症状の改善などを効果的に進めるために、児童福祉司と児童心理司のチームにより、支援を行います。</p>
⑤ケースの進行管理の徹底	<p>■子ども家庭相談センターは、ケースのリスク管理を確実にを行うため、子どもごとに児童記録表を作成するとともに、進行管理台帳を基に、教育・訓練・指導担当児童福祉司などによる、すべてのケースの進行管理を徹底します。</p>
⑥組織体制の強化	<p>■児童福祉司や児童心理司の充実、保健師の配置、遠隔地に対する対応など、子ども家庭相談センターの体制強化を図ります。</p>

## ※23 【アセスメント】

援助方針を決定するために、事例の現状の問題性、程度、対応の順位などについて評価・判定を行うこと。

取組項目	内 容
⑦専門性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども家庭相談センターは、子どもや保護者の意向に反して支援する必要が生じるなど、他の福祉分野の経験とは異なる専門性が強く求められていることや、最近では性的虐待など特殊な面接技法が必要となってきたことから、児童福祉司をはじめ、職員研修の充実を図ります。</li> <li>■子ども家庭相談センターの組織としての専門性を保持し、伸ばしていく観点を踏まえた児童福祉司の任用を行います。</li> </ul>
⑧法的対応・医療的機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども家庭相談センターは、親子分離、強制介入などの法的対応を必要とするケースや外国人家庭からの相談については、弁護士、社会福祉士、臨床心理士、学識経験者、外国語通訳者などの助言を得て、迅速、的確に対応を図ります。</li> <li>■医療的な機能強化を図るため、虐待の診断などの法医学の医師の協力を得るとともに、一時保護委託のための協力病院の確保を図ります。</li> </ul>
⑨社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会（以下「児童措置審査部会」という。）の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども家庭相談センターは、個別ケースの取り扱いを含め県子ども・青少年局と連携を密にするほか、施設入所措置や措置解除などが子どもや保護者の意向と一致しない場合などでは、専門家の意見を聴取するための児童措置審査部会（※24）を積極的に活用します。</li> </ul>

※ 24 【児童措置審査部会】

知事（子ども家庭相談センター所長に権限委任）が、施設入所措置、措置解除、措置停止、措置変更等を行う際に、子どもや保護者の意向と一致しない場合や、知事が必要と認める場合、意見を聴かなければならないとされる第三者（医師、弁護士、学識経験者等）で構成される審議会

取組項目	内 容
⑩重症事例の検証	<p>■児童虐待の重症事例が発生した場合、「児童虐待事例検証部会（※25）」による検証を行い、再発防止に努めます。</p>
⑪市町への技術的援助	<p>■子ども家庭相談センターは、市町の要保護児童対策地域協議会の一員として、ケースの情報を積極的に提供するとともに、ケースの状況確認、援助方針および関係機関との役割分担についての助言を行うなど技術的援助を行います。</p> <p>■県健康福祉事務所（子ども家庭相談室）は、町の要保護児童対策地域協議会の一員として、児童家庭相談の助言などを行います。</p>
⑫評価委員会の設置	<p>■子ども家庭相談センターについて、全体の業務の質の向上を図るため、市町との役割分担や連携も含めた業務を評価する外部委員による評価委員会を設置します。</p>
⑬児童家庭支援センターの機能強化	<p>■子ども家庭相談センターの補完機能や里親支援なども含め、児童家庭支援センターの機能強化に向けた検討を行います。</p>

※25 【児童虐待事例検証部会】

児童虐待死亡事例などが発生した場合、または被措置児童等虐待（いわゆる「施設内虐待」）事例が発生した場合、必要に応じて、検証を行うための第三者（医師、弁護士、学識経験者等）で構成される審議会

## (5) 県と市町との連携

## 【現状と課題】

- 平成 17 年 4 月から、市町が児童家庭相談業務を行うこととなり、子ども家庭相談センターと市町のどちらが主担当機関であるかを明確にするため、平成 20 年 3 月に市町と子ども家庭相談センターにおける役割分担を明確にする指針を策定しました。しかし、平成 21 年 5 月に県が市町に対し行った児童虐待防止の現状等に関する調査によると、市町が主担当機関であるケースの約 3 割を子ども家庭相談センターに送致、またはセンターの協力を求めたいと考えており、センターと市町の連携や指針の周知徹底が求められています。
- 子ども家庭相談センターと市町の情報共有を一層進めるため、今後より機能的なアセスメントシート（アセスメントを行うための様式）やその他各種記録様式の標準化などが求められています。

## 【取組内容】

取組項目	内 容
①役割分担の明確化に向けた指針の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども家庭相談センターと市町が相互理解に基づく効果的な連携を行うため、役割分担の明確化に向けた指針が活用されるよう周知徹底します。</li> <li>■市町が自ら対応することが困難と判断した場合（児童福祉法第 27 条措置、医学的・心理学的判定、立入調査や一時保護等が必要な場合も含む。）には、子ども家庭相談センターへ文書により送致するよう働きかけます。市町からの送致を受けた子ども家庭相談センターは、できるだけ早く、援助方針を、文書により市町に送付します。</li> <li>■市町が送致後に立入調査や一時保護の実施が必要であると認める時は、子ども家庭相談センターに通知するよう働きかけます。</li> </ul>

取組項目	内 容
	<p>■子ども家庭相談センターは、直接通告による初期対応の結果、または市町から送致後の効果的な支援の結果、市町で対応が可能と判断した場合は、市町の要保護児童対策地域協議会（※2）での協議を踏まえ、市町に主担当機関を移す決定を文書により行います。</p> <p>■子ども家庭相談センターは、直接通告を受け、情報収集する中で必要な場合、市町の調整機関や要保護児童対策地域協議会に家族や支援などに関する情報を提供します。</p>
<p>②関係機関同士が情報共有するためのアセスメントシートの活用と標準化</p>	<p>■子ども家庭相談センターは、市町の要保護児童対策地域協議会（※2）において関係機関と情報を共有するため、県内統一のアセスメントシートの活用を図るとともに、より機能的なアセスメントシート、その他各種記録様式の標準化を検討します。</p>
<p>③ケースの進行管理</p>	<p>■子ども家庭相談センターは、市町の要保護児童対策地域協議会（実務者会議）において、市町のケースとのすり合わせを行うことによって、ケースの進行管理を行います。</p>
<p>④虐待家庭等の転入転出に伴う市町間の情報提供のルールの徹底</p>	<p>■子ども家庭相談センター、県健康福祉事務所（子ども家庭相談室）および市町は、児童虐待を行っているまたは疑いのある家庭が転居した際には、転居先の自治体（県外も含む。）に情報提供を行います。</p>
<p>⑤県と市町の人事交流</p>	<p>■県と市町との連携強化や職員の専門性の向上のため、子ども家庭相談センター職員と市町の児童福祉司任用資格を持つ職員との人事交流を検討します。</p>

## (6) 関係機関の役割と連携

### 【現状と課題】

- 要保護児童対策地域協議会の支援対象が要保護児童およびその保護者から要支援家庭等にまで拡大されました。このことを踏まえ、学校や幼稚園、保育所、病院、児童委員など子どもに関わる機関（者）（※1）は、未然防止や早期発見に努めるとともに、早期発見後の対応も含め、要保護児童対策地域協議会で役割を担っていく必要があります。そのためには、各々の機関において、組織としての対応体制の整備や職員の資質向上に努めていくとともに、県、市町と関係機関との連携をさらに進めていく必要があります。
- 平成20年度の県内の児童虐待相談件数のうち、医療機関から子ども家庭相談センターへの件数は15件で2.1%、市町への件数は40件で1.7%となっています。平成16年度の厚生労働省研究班の調査（※26）では、医師の約半数が通告に抵抗を感じており、その主な理由として、虐待の判断に自信が持てないこと（78%）や保護者とのトラブルを避けたいこと（40%）をあげています。今後、医療機関が通告しやすい体制が必要ですが、依然として進んでいないため、医療機関と連携した体制整備が求められています。
- 平成21年度の厚生労働省の調査（※16）では、県内の市町の要保護児童対策地域協議会（※2）への病院など医療機関の参加状況は、平成21年4月現在、医師会13市町、歯科医師会4市町、病院・診療所9市町と少ない状況にあり、今後、市町の要保護児童対策地域協議会への参加が求められています。
- 子ども家庭相談センターは、従来より立入調査や一時保護に際して、必要に応じ、警察署の援助を得ています。さらに、平成20年4月より、裁判官の許可状をとって子どもの安全を確認・確保するための臨検、搜索や、一時保護あるいは措置した子どもへの保護者の面会通信制限や接近禁止命令を行う権限が付与されました。これらも含め、子どもの安全確保や保護をより円滑、かつ確実にを行うため、警察との一層の連携が求められます。

※26 【厚生労働省研究班の調査】

主任研究者杉山登志郎・あいち小児保健医療総合センター心療科部長等による調査

【取組内容】

取組項目	内容
<p>①学校や幼稚園、保育所における組織体制の整備、市町の要保護児童対策地域協議会への参加、役割分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■県立学校は、児童虐待対応教員を中心に、虐待のおそれのある子どもを発見した場合の速やかな通告や通告後の市町の要保護児童対策地域協議会（※2）への参加、役割分担など、早期発見・早期対応に向け、組織体制づくりを行います。</li> <li>■上記以外の保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校には、児童虐待対応教員（職員）を中心に、虐待のおそれのある子どもを発見した場合の速やかな通告や通告後の市町の要保護児童対策地域協議会（※2）への参加、役割分担など、早期発見・早期対応に向けた組織体制を確立するよう働きかけます。</li> <li>■小・中学校において、虐待を受けた子どもに対する心身のケア等の支援に取り組むよう働きかけます。</li> </ul>
<p>②医療機関における組織体制の整備、市町の要保護児童対策地域協議会への参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■虐待の診断など法医学の医師との協力・連携や医療機関向けのリーフレットの作成などにより、医療機関から通告しやすい体制の整備を行います。</li> <li>■病院には、児童虐待の早期発見・早期対応のため、病院内における対応職員の配置や、様々な診療科が連携して組織対応できる体制づくりに向けて取り組むよう働きかけます。</li> <li>■各地域の医師会、歯科医師会、各病院・診療所に対し、児童虐待防止の啓発と、市町の要保護児童対策地域協議会（※2）への参加を働きかけます。</li> </ul>

取組項目	内 容
③警察との連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの保護に向けて、子ども家庭相談センターと警察署、県子ども・青少年局と警察本部少年課のそれぞれにおいて、相互に情報交換を行うための連携体制の整備を進めます。</li> <li>■警察本部や各警察署と連携し、「面会等の制限および接近禁止命令の処分に伴う児童の安全確保のための措置に関する申し合わせ」に基づき、子どもの保護に向けた体制を整備します。</li> <li>■警察署は、全ての市町の要保護児童対策地域協議会（※2）に参加し、関係機関と連携を図ります。</li> </ul>
④関係機関の研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校や幼稚園、保育所、医療機関、警察など子どもを支援する機関に対し、研修の機会を確保するとともに、それぞれの機関においても主体的に研修に参加できる環境づくりが行われるよう働きかけます。</li> </ul>

## 行動目標Ⅲ 子どもの保護・ケア

### (1) 一時保護の機能充実

#### 【現状と課題】

- 県は、2か所の一時保護所で一時保護を行うほか、必要に応じて、児童養護施設、乳児院、里親などに一時保護委託を行っています。
- 児童虐待相談件数の増加とともに、一時保護件数も高い水準を維持し、一時保護所は、平成21年4月以降、ほぼ毎日満室の状態にあり、緊急保護が困難な状況となっています。また、虐待を受けた子ども、発達障害のある子どもや非行等の問題行動を抱える子どもなど、処遇困難なケースが増えるとともに、多様な要因による一時保護が時期的に重複するなどにより、体制的にも機能的にも対応が難しくなっており、新たな一時保護対策が必要となっています。

#### 【取組内容】

取組項目	内容
①一時保護所の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■適時に必要な保護ができるよう、一時保護所の機能強化を図ります。</li> <li>■子ども家庭相談センターは、一時保護やその解除などを行う際には、児童福祉司だけでなく児童心理司による心理診断、一時保護所における行動診断、医師による医学診断など総合的な診断により、アセスメント機能を十分に高めます。(再掲)</li> </ul>
②地域の社会資源を生かした仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■里親や小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。※27）など地域の社会資源を生かした一時保護の新たな仕組みを検討します。</li> </ul>

※ 27 【小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）】

複数の要保護児童を、養育者の自宅において、養育者と複数の職員が家庭的な環境の下で養育する事業で、平成21年度に法制化されました。

## (2) 児童養護施設、里親等の受入体制の整備

### 【現状と課題】

- 本県では、平成22年2月1日現在、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）に279名、ファミリーホームに11名、里親に74名の併せて364名の子どもがいます。児童養護施設等がほぼ定員一杯の状況にある中で、児童虐待相談件数が増加しているため、今後、児童養護施設等やファミリーホーム、里親への入所・委託を必要とする要保護児童（以下「措置を要する要保護児童」という。）を受け入れられる体制の整備が求められます。
- 里親制度が十分に浸透していないことから、里親登録が進まない状況にありますが、要保護児童の受け皿として、また、地域の社会資源として、少なくとも全ての中学校区に1家庭以上の里親登録が求められます。  
また、里親による受け入れを進めていくためには、委託前から委託後まで継続的に、里親の精神的、身体的な負担を軽減するためのきめ細かな支援をする必要があります。
- 虐待を受けた子どもが増加する中で、低年齢児ほど施設養護よりも家庭的養護が求められる一方で、専門的な支援を必要としたり、複雑な問題を抱える子どもがおり、今後、施設と里親の機能分担のあり方を検討する必要があります。

### 【取組内容】

取組項目	内容
①措置を要する要保護児童の受入体制の整備	■地域小規模児童養護施設（※28）やファミリーホームの設置、新規里親の登録などにより、要保護児童の受入体制を整備します。

#### ※28 【地域小規模児童養護施設】

児童養護施設を運営している法人の支援のもと、地域の民間住宅などを活用して、要保護児童を養護する定員6名の施設

取組項目	内 容
②里親の普及促進および里親支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町の協力を得ながら、全ての中学校区に少なくとも1家庭の里親登録に向け、里親制度についての広報啓発を進めます。</li> <li>■社会的養護や里親制度への理解を促進するため、里親希望者や里親に対する研修（基礎研修、認定前研修等）を行います。</li> <li>■里親を総合的、かつ専門的に支援する里親支援機関のあり方を検討したうえ、その支援機能の強化を図ります。</li> </ul>
③施設と里親の機能分担の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の専門性や専門里親の活用、新生児の里親委託、ホームステイのシステムも含め、施設と里親の機能分担を検討します。</li> </ul>

数 値 目 標	平成 21 年度	平成 26 年度
措置を要する要保護児童の受入可能数	364 名 (2月1日現在)	396 名
養育里親登録数	95 家庭 156 名 (2月1日現在)	131 家庭

### (3) 被虐待児等へのケアの充実

#### 【現状と課題】

- 児童養護施設等では、虐待を受けた子どもが約6割を占めており、傷ついた心から生じる他人に対する挑発的な言動や態度、おびえた表情などが原因となって、子ども同士や職員とのトラブルが起こりやすくなっています。また、発達障害などのある子どもも増加しており、対応が非常に困難な状況になっています。  
施設には、これらの課題に適切に対応できるよう、必要な職員の配置と職員の援助技術の向上、関係機関の協力が求められています。
- 児童養護施設等の入所児童に関しては、滋賀県児童養護施設等の子どもの権利擁護委員会（※29）による実地調査や子どもの権利ノート（※30）の配布を行っていますが、里親に委託された子どもに関する権利擁護の取組は十分できていない状況にあります。
- 子ども家庭相談センターは、増加する児童虐待相談に追われ、児童養護施設や里親に入所・委託した子どもへの支援が十分にできていない状況です。
- 児童虐待により生じた精神面の課題を医学的に治療していく必要のある子どもが増えています。県内には対応できる医療体制が整っていないことから、今後、その医療体制を検討する必要があります。

#### ※29 【滋賀県児童養護施設等の子どもの権利擁護委員会】

平成14年12月に設置した弁護士、臨床心理士、学識経験者などで構成する委員会。年1回、全児童養護施設等を訪問し、実地調査や職員および子どもとの意見交換を行った後、子どもの権利擁護について評価するとともに、必要な助言指導を行っています。

#### ※30 【子どもの権利ノート】

児童養護施設等で暮らしている子どもに、「子どもの権利の存在を知らせ、権利の行使が保障されていること、権利の侵害に対しては救済が保障されていること」を伝えるためのノート。全国のほとんどの自治体において作成されており、滋賀県においても、平成17年度に滋賀県児童養護施設協議会の協力を得て作成し、平成18年度から児童養護施設等の全ての子どもに配布しています。

## 【取組内容】

取組項目	内 容
①施設における子どものケアの充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童養護施設等における心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員の配置、小規模グループケア（※31）等を通じて、虐待を受けた子どもに対するきめ細かなケアと自立のための支援を行います。</li> <li>■児童養護施設等に入所する子どもが里親など家庭での生活を体験する機会（ホームステイ）を確保します。</li> <li>■子ども家庭相談センターは、児童養護施設等への入所時に、子どもの家族情報・家庭環境・援助方針などの情報を施設に提供します。また、児童養護施設等における児童自立支援計画の策定に際し、必要な協力を行うとともに、策定された児童自立支援計画に基づき子どもへのケアが行われるよう支援します。</li> <li>■施設内で生じる困難事例や問題に関して、組織として対応できる危機管理体制の整備や、全職員が情報を共有し参加できる風通しのよい施設運営に向け働きかけます。 また、施設内で生じる困難事例に対応するため、必要に応じ、ケースマネジメントアドバイザー事業により弁護士、社会福祉士、臨床心理士などの派遣を行います。</li> <li>■児童養護施設等に障害のある子どもの入所が増えており、入所後のケアも含め、障害児施設との連携を図ります。</li> <li>■児童養護施設等の入所児童に対して、所在する地元の小・中学校と連携を図り、学習支援に取り組むよう働きかけます。</li> </ul>

※31 【小規模グループケア】

児童養護施設等内において、原則6名のグループ単位で行うケアのこと。

取組項目	内容
②里親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■心理面をサポートする心理指導員を派遣して、里親の悩みや子どもへの心理的ケアを行います。</li> <li>■里親家庭の家事などを援助するための家事援助員の派遣を行います。</li> <li>■里親サロンやピアカウンセリング（※32）など、里親同士が交流、情報交換し、悩みなどを気軽に相談できる場を提供します。</li> <li>■児童養護施設等や里親において、里親に委託された子どもを一時的に預かるレスパイト（※33）の場を提供します。</li> <li>■子ども家庭相談センターは、子どもの成長、発達に応じた適切な養育支援を行うため、里親への委託時に、子どもの家族情報・家庭環境・援助方針などの情報を里親および里親が居住する市町に提供します。また、委託された子どもの児童自立支援計画を策定したうえ、これに基づき、定期的に里親家庭を訪問するなどにより支援するとともに、必要に応じて、里親の居住する市町および関係機関に協力を求めます。</li> <li>■里親を総合的、かつ専門的に支援する里親支援機関のあり方を検討したうえ、その支援機能の強化を図ります。（再掲）</li> </ul>

※ 32 【ピアカウンセリング】

里親が子ども家庭相談センター等を集い、里親同士が相互に養育の悩みや実情について語り合うなど、交流を図ることで里親の精神的な負担の軽減を図ります。

※ 33 【レスパイト】

休息のこと。子どもの養育を行っている里親が、一時的な休息を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設または他の里親を活用して子どもの養育を代わって行います。

取組項目	内 容
③援助技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童養護施設等やファミリーホームの職員、里親の援助技術の向上のための研修を行うとともに、児童養護施設等においても主体的に研修に取り組むよう働きかけます。</li> <li>■児童養護施設等に施設間の人事交流を行うよう働きかけます。</li> </ul>
④子どもの権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童養護施設等やファミリーホーム、里親のもとで生活する子どもの権利を擁護するため、「子どもの権利ノート（※30）」を作成、配布し、子どもが護られるべき権利を学べるよう支援します。</li> <li>■児童養護施設等やファミリーホームにおいて、「滋賀県児童養護施設等の子どもの権利擁護委員会（※29）」による実地調査を行い、子どもの意見や苦情に客観的かつ専門的な立場から適切に対応することにより、子どもが施設等において安心して生活できるよう支援します。</li> <li>■児童養護施設等、ファミリーホーム、里親、一時保護所などで被措置児童等虐待（施設内虐待）があった場合には、「児童虐待事例検証部会（※25）」による検証を行い、再発防止に努めます。</li> </ul>
⑤措置児童の支援のための子ども家庭相談センターの組織体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童養護施設等やファミリーホームに入所または、里親に委託した子どもへの支援のために、児童福祉司や児童心理司の充実など、子ども家庭相談センターの組織体制の強化を図ります。</li> </ul>
⑥子どもを治療する医療体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童虐待や発達障害によって精神的なケアを要する子どもを治療する医療体制について検討します。</li> </ul>

## 行動目標Ⅳ 親子関係の修復・家庭復帰(家族の再統合)、子どもの自立支援

### (1) 親子関係の修復・家庭復帰(家族の再統合)

#### 【現状と課題】

- 児童虐待防止法第11条では、虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号措置が採られた場合、その保護者は子ども家庭相談センターの親子関係の修復・家庭復帰(家族再統合)を含む指導を受ける義務が定められています。さらに、児童福祉法第28条措置(強制的な措置)や保護者が拘留されているケースなど、親子関係の修復・家庭復帰(家族再統合)への取り組みが困難な事例が増えており、子ども家庭相談センターの専門的技術の向上による的確なケースマネジメントと実施体制の強化が求められます。
- 子ども家庭相談センターは、児童養護施設等からの退所後や里親委託解除後の家族支援のため、児童養護施設等(家庭支援専門相談員(※34))や里親、市町や市町の要保護児童対策地域協議会(※2)などとの連携が必要です。
- 滋賀県児童虐待死亡事例検証委員会報告でも、虐待を受けた子どもが児童養護施設等から家庭に戻る際には、家庭復帰支援プログラムの導入が必要であると指摘されています。

#### 【取組内容】

取組項目	内容
①子ども家庭相談センターにおける親子関係の修復・家庭復帰(家族の再統合)に向けた取組	<p>■子ども家庭相談センターにおける親子関係の修復・家庭復帰(家族の再統合)の取組を進めるため、児童福祉司、児童心理司などによる対応チームを編成するとともに、研修など職員の専門性の向上を図ります。</p> <p>■子ども家庭相談センターは、保護者に対する精神科医などのカウンセリングを行います。</p>

#### ※34【家庭支援専門相談員】

児童養護施設等に入所している子どもの早期家庭復帰などのための家族支援を専門に担当する施設職員。一般的に、「ファミリーソーシャルワーカー」といいます。

取組項目	内 容
②児童養護施設、里親等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども家庭相談センターは、児童養護施設等の家庭支援専門相談員や里親に対して、家族の関係調整などを行うための指導・助言や支援を行います。</li> <li>■家庭支援専門相談員の専門性を確保するとともに、里親も含め、市町の要保護児童対策地域協議会（※2）への参加など関係機関との連携を図るよう働きかけます。</li> </ul>
③市町、市町の要保護児童対策地域協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども家庭相談センターは、児童養護施設等退所後または里親委託解除後の子どもの在宅支援に向けて、施設入所中（委託中）から、市町、市町の要保護児童対策地域協議会（※2）と連携します。</li> </ul>

## (2) 子どもの自立支援

### 【現状と課題】

- 親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）は、子どもの福祉にとって最も望ましいことですが、必ずしも、そのように進まないことがあります。子どもが家庭に戻れない場合には、児童養護施設等を退所後、または里親委託解除後の子どもの自立に向けた支援が必要です。
- 児童養護施設等を退所した子どもは、就職後の職場に慣れない、人間関係がうまくいかないなど、悩んでしまうことがあります。  
県内では、住居において日常生活や職業面などの指導を行う自立支援ホームが一定の役割を担っていますが、現在、女子対象のホームがありません。  
また、就労や社会生活面など施設等退所後の自立を総合的に支援する施策が整備されていない状況です。

### 【取組内容】

取組項目	内容
①大学進学等自立生活支度費、就職支度費の支給	■児童養護施設等やファミリーホームを退所する子どもや里親から委託解除される子どもが大学などへの進学、または就職をする場合の住居費および生活費などの一部に当てるための支度金を支給します。
②身元保証人確保対策事業による支援	■児童養護施設等やファミリーホームを退所する子どもや里親から委託解除される子どもの就学・就労やアパート入居などに当たり、施設長や里親等が保証人となった場合の、万一の事故発生時の損害賠償に備えて、身元保証人確保対策事業（※35）により支援を行います。

#### ※ 35 【身元保証人確保対策事業】

社会的自立をしようとする子どもは、就労・就学やアパート入居等の際の保証人を確保することが困難なケースがあることから、県は施設長や里親等が保証人になった場合の損害保険料を助成することで、身元保証人を確保していくための事業。

取組項目	内 容
<p>③児童自立生活援助事業（自立支援ホーム）の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童養護施設等やファミリーホームを退所する子どもや里親から委託解除される子どもに、住居を提供して、日常生活上の支援および職業指導などを行う児童自立生活援助事業（自立支援ホーム）を進めます。</li> <li>■現在、男子を対象にした自立支援ホームしかないことから、女子を対象にするホームの設置を検討します。</li> </ul>
<p>④退所後（委託解除後）の子どもの相談、交流支援事業の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童養護施設等やファミリーホーム、里親のもとで生活する子どもの自立に向け、退所前（委託中）から退所後（委託解除後）を通じた就業や社会生活の学習、相談、退所（委託解除）した子どもの相互交流などを行う仕組みを検討します。</li> </ul>

## 第4章

## 計画の推進に向けて

**1. 「滋賀県要保護児童対策連絡協議会」による関係機関との連携**

県は、県域における福祉、保健、医療、教育、警察、司法などの関係機関で構成する「滋賀県要保護児童対策連絡協議会」において、連携を図りながら、計画の推進を図ります。

**2. 計画の進行管理**

県は、PDCA サイクル（計画－実施－評価－改善）の考えに基づき、毎年度、進行管理を行い、その結果をホームページなどにより公表します。

## ○数値目標一覧表

数 値 目 標	平成 21 年度 (※ 3)	平成 26 年度
児童虐待防止に向けた啓発事業の実施市町数	全市町	全市町
地域子育て支援拠点事業の実施箇所数 (※ 1)	108 箇所	124 箇所
一時預かり事業の実施箇所数 (※ 1)	97 箇所	117 箇所
乳児家庭全戸訪問事業の実施市町数	17 市町	全市町
子育て短期支援事業 (ショートステイ) の実施市町数	5 市町	全市町
養育支援訪問事業の実施市町数	13 市町	全市町
要保護児童対策地域協議会の設置市町数	17 市町	全市町
児童福祉司任用資格を持つ者、または同資格研修の受講者を児童家庭相談業務担当者として配置する市町数	16 市町	全市町
児童福祉司任用資格を持つ者、または同資格研修の受講者を要保護児童対策地域協議会の調整機関業務担当者として配置する市町数	17 市町	全市町
措置を要する要保護児童の受入可能数	364 名 (※ 2)	396 名
養育里親登録数	95 家庭 156 名 (※ 2)	131 家庭

※ 1…… 市町が実施する類似の単独事業箇所数を含む。

※ 2…… 平成 22 年 2 月 1 日現在

※ 3…… 平成 21 年度の市町数は 19 市町の内数

## 參考資料



# 児童虐待の防止等に関する法律

(平成十二年五月二十四日法律第八十二号)

施行：平成 12 年 11 月 20 日

最終施行：平成 21 年 4 月 1 日

## (目的)

**第一条** この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## (児童虐待の定義)

**第二条** この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## (児童に対する虐待の禁止)

**第三条** 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

## (国及び地方公共団体の責務等)

**第四条** 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

### (児童虐待の早期発見等)

- 第五条** 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
  - 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

### (児童虐待に係る通告)

- 第六条** 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
  - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

- 第七条** 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

### (通告又は送致を受けた場合の措置)

- 第八条** 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
- 一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
  - 二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定に

- よる一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。
  - 3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

#### (出頭要求等)

- 第八条の二** 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。
  - 3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (立入調査等)

- 第九条** 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五の規定を適用する。

#### (再出頭要求等)

- 第九条の二** 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

#### (臨検、搜索等)

- 第九条の三** 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が前条第一項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁

判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第一項の規定による出頭の求めに応じなかったことを証する資料を提出しなければならない。
- 4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は捜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。
- 5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は捜索をさせるものとする。
- 6 第一項の規定による臨検又は捜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

#### （臨検又は捜索の夜間執行の制限）

**第九条の四** 前条第一項の規定による臨検又は捜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

- 2 日没前に開始した前条第一項の規定による臨検又は捜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

#### （許可状の提示）

**第九条の五** 第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

#### （身分の証明）

**第九条の六** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

#### （臨検又は捜索に際しての必要な処分）

**第九条の七** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

#### （臨検等をする間の出入りの禁止）

**第九条の八** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

#### （責任者等の立会い）

**第九条の九** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索を

するときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

- 2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

#### （警察署長に対する援助要請等）

**第十条** 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

- 2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

#### （調書）

**第十条の二** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

#### （都道府県知事への報告）

**第十条の三** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

#### （行政手続法の適用除外）

**第十条の四** 臨検等に係る処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

#### （不服申立ての制限）

**第十条の五** 臨検等に係る処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

#### （行政事件訴訟の制限）

**第十条の六** 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三十七条の四の規定による差止めの訴えを提起することができない。

#### （児童虐待を行った保護者に対する指導等）

**第十一条** 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

- 2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合にお

いては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

- 3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童に一時保護を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

### (面会等の制限等)

**第十二条** 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会
- 二 当該児童との通信

- 2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。
- 3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

**第十二条の二** 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めると、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童に一時保護を行うことができる。

- 2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

**第十二条の三** 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている場合（前条第一項の一時保護を行っている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めると、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わ

ないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

**第十二条の四** 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項の規定による命令をするとき（第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第一項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第二十八条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第四項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

#### （施設入所等の措置の解除）

**第十三条** 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

#### （児童虐待を受けた児童等に対する支援）

**第十三条の二** 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に図る等必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の

自立の支援のための施策を講じなければならない。

#### (資料又は情報の提供)

**第十三条の三** 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

#### (都道府県児童福祉審議会等への報告)

**第十三条の四** 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）に、第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

#### (親権の行使に関する配慮等)

**第十四条** 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。  
2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

#### (親権の喪失の制度の適切な運用)

**第十五条** 民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

#### (大都市等の特例)

**第十六条** この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

#### (罰則)

**第十七条** 第十二条の四第一項の規定による命令（同条第二項の規定により同条第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、附則第三条中児童福祉法第十一条第一項第五号の改正規定及び同法第十六条の二第二項第四号の改正規定並びに附則第四条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**(検討)**

**第二条** 児童虐待の防止等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年六月一日法律第七三号）抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

**(検討)**

**第二条** 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附 則（平成二〇年一二月三日法律第八五号）抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 児童福祉法（抄）

（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号）

公 布：昭和 22 年 12 月 12 日

施 行：昭和 23 年 1 月 1 日

改正施行：平成 21 年 4 月 1 日

## （児童福祉の理念）

- 第一条** すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
- 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

## （児童育成の責任）

- 第二条** 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

## （児童）

- 第四条** この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。
- 一 乳児 満一歳に満たない者
  - 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
  - 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

## （妊産婦）

- 第五条** この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

## （保護者）

- 第六条** この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

**第六条の二** この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等（義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、第二十七条第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。）につき第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。

- 3 この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。
- 4 この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。
- 5 この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前にお

いて支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

6 この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

7 この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

8 この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者（次条第一項に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

### （里親）

**第六条の三** この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

### （市町村の業務）

**第十条** 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 2 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- 3 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。
- 4 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

### （都道府県の業務）

**第十一条** 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
  - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
  - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- 八 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

- ニ 児童及びその保護者につき、八の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
  - ホ 児童の一時保護を行うこと。
  - ヘ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- 2 都道府県知事は、市町村の前条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。
  - 3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。
  - 4 都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
  - 5 前項の規定により行われる第一項第二号へに掲げる業務に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (要保護児童発見者の通告義務)

**第二十五条** 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

**第二十五条の二** 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

- 2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 4 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。
- 5 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- 6 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

**第二十五条の三** 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

**第二十五条の四** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

**第二十五条の五** 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

**第二十七条** 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。
- 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。
- 四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

附 則（平成二〇年一月三日法律第八五号） 抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日
- 三 第二条の規定及び第四条中次世代育成支援対策推進法第七条から第九条までの改正規定並びに附則第五条及び第十七条の規定 平成二十二年四月一日

**(検討)**

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置) 略**

# 県内の児童虐待相談窓口機関の一覧表

## 1. 市町

No.	市町名	郵便番号	住 所	所 属 名	グループ名	連 絡 先
1	大津市	520-8575	大津市御陵町3-1	子ども家庭課	子ども家庭相談室	077-528-2688
2	彦根市	522-0041	彦根市平田町670 (福祉保健センター内)	子ども青少年課	家庭児童相談室	0749-26-0994
3	長浜市	526-0031	長浜市八幡東町632	子育て支援課	家庭児童相談室	0749-65-6544
4	近江八幡市	523-8551	近江八幡市土田町1313 (総合福祉センターひまわり館内2F)	福祉総合相談課	子ども家庭相談室	0748-31-4001
5	草津市	525-8588	草津市草津3丁目13-30	子ども家庭課	家庭児童相談室	077-561-2460
6	守山市	524-8585	守山市吉身2丁目5-22	家庭児童相談室	家庭児童相談グループ	077-582-1159
7	栗東市	520-3088	栗東市安養寺1丁目13-33	家庭・障がい福祉課	家庭児童相談室	077-551-0300
8	甲賀市	528-0005	甲賀市水口町水口5609	社会福祉課	家庭児童相談室	0748-65-0660
9	野洲市	520-2395	野洲市小篠原2100-1	子ども家庭課	家庭児童相談室	077-587-6140
10	湖南市	520-3195	湖南市石部中央1丁目1-3	子育て支援課	家庭児童相談室	0748-77-7006
11	高島市	520-1592	高島市新旭町北畑565	子ども家庭相談課		0740-25-8517
12	米原市	521-0292	米原市長岡1206 山東庁舎	こども元気局	こども家庭相談室	0749-55-8123
13	東近江市	527-0023	東近江市八日市緑町11-17	こども支援センター		0748-24-5663
14	日野町	529-1698	蒲生郡日野町河原1-1	福祉課	福祉担当	0748-52-6573
15	亀王町	520-2592	蒲生郡亀王町大字小口3	健康推進課	子育て支援係	0748-58-1006
16	愛荘町	529-1234	愛知郡愛荘町大字安孫子825	社会福祉課	児童福祉グループ	0749-37-8052
17	豊郷町	529-1169	犬上郡豊郷町石畑375	保健福祉課	児童家庭係	0749-35-8116
18	甲良町	522-0244	犬上郡甲良町在士357-1	保健福祉課	福祉係	0749-38-5151
19	多賀町	522-0341	犬上郡多賀町多賀221-1	子ども・家庭応援センター		0749-48-8137

## 2. 県福祉事務所（子ども家庭相談室）

No.	市町名	郵便番号	住 所	所 属 名	グループ名	連 絡 先
1	県	527-0023	東近江市八日市緑町8-22	東近江健康福祉事務所	子ども家庭相談室	0748-22-1300
2	県	522-0039	彦根市和田町41	湖東健康福祉事務所	子ども家庭相談室	0749-21-0283

## 3. 子ども家庭相談センター（児童相談所）

No.	市町名	郵便番号	住 所	所 属 名	グループ名	連 絡 先
1	県	525-0072	草津市笠山7丁目4-45	中央子ども家庭相談センター	虐待・DV 対応担当	077-562-1121
2	県	522-0043	彦根市小泉町932-1	彦根子ども家庭相談センター	虐待・DV 対応担当	0749-24-3741

※緊急 24時間対応(県内全域)中央子ども家庭相談センター 077-562-8996 (FAX可)

## 滋賀県児童虐待防止計画

発行 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

---

「滋賀県児童虐待防止計画」は滋賀県ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.shiga.jp/e/kodomokatei/>

---

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
TEL 077-528-3551 FAX077-528-4854  
e-mail : capdvup@pref.shiga.lg.jp



「オレンジリボンには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。」